

別表1 資格審査に係る提出書類（新規申請用）

（全事業者共通）

（○：必要 △：該当する場合のみ提出 ×：不要）

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
-	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表【新規】	・高松市契約監理課ホームページから出力し、該当する項目の記入欄に「○」を付け、以下の提出書類の一番上に綴じてください。
1	○	○	○	<p>① 申請する業種の全てについて、本社・本店が建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請業種等調書 <p>② 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を営業所に委任する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請営業所調書 ・申請業種等調書 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は6業種までです。 ・建設工事入札参加資格審査申請書には申請日を記入してください。記入がない場合は高松市に到着した日を申請日とみなします。
2	○	○	○	<p>以下の①～④のうち、いずれか1つ</p> <p>①建設業許可証明書（写し可）</p> <p>②建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報（業者概要）（PDFファイル）をプリントアウトしたもの</p> <p>③建設業許可通知書（写し可）</p> <p>④建設業許可確認証明願（写し可）</p> <p>※いずれも令和5年9月1日以降に発行又はプリントアウトされたものに限り、①～④の内容に変更があったときは、変更届出書の該当箇所の写しを併せて提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者・宅建業者等企業情報検索システムからプリントアウトを行う場合は、建設業者の詳細情報（業者概要のうち、許可年月日が異なるものがある場合は最も古いもの）のPDFファイルのものに限ります。 ・許可の有効期間を超過し、申請日に許可更新中である者は、建設業許可申請書の写しを併せて提出してください。
3	△	△	△	<p>①建設業許可申請書（様式第一号）の写し</p> <p>②建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの営業所一覧をプリントアウトしたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本店以外に営業所がない場合には、①及び②の提出は不要。 ・営業所がある場合（受任先がない場合を含む。）は、①及び②の提出が必要。 ・②の内容に変更があったときは、変更届出書の該当箇所の写しを併せて提出してください。 ・許可の有効期間を超過し、申請日に許可更新中である者は※2を参照

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
4	△	△	△	社会保険への加入が確認できる書類	<p>・ 10で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しの、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>・「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
5	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	<p>・ 10で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しの、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、雇用保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>・「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
6	△	△	△	委任状	<p>・ 建設業の許可を受けている営業所に次の事項を委任する場合に提出してください。</p> <p>1 委任事項 (1) 見積及び入札に関する一切の事項 (2) 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限 (3) 代金の請求及び受領に関する一切の権限 (4) 契約保証に関する一切の権限 (5) その他契約に関する一切の権限 (6) 前各号に関する復代理人の選任に関する一切の権限</p> <p>2 委任期間 本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中</p>
7	○	○	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可） ※審査基準日（令和5年11月1日）以後に発行されたものに限りです。	<p>・ 契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。</p> <p>・ この証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）</p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
8	○	○	○	<p>①法人の場合 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可）</p> <p>②個人の場合 所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し可）</p> <p>※審査基準日(令和5年11月1日)以後に発行されたものに限り。</p>	<p>・左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書（様式その1）を提出してください。</p> <p>・電子納税証明書（PDFファイル）をプリントアウトしたのもも受付可とします。</p>
9	○	○	△	<p>①法人の場合 営業証明書（写し可）</p> <p>※令和5年9月1日以降に発行されたものに限り。</p>	<p>・契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。</p> <p>・営業証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）</p>
	○	×	×	<p>②個人の場合 住民票（写し可） （住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である場合に限る。）</p> <p>※「引き続き1年」を満たさない場合、令和5年1月1日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（令和5年度の市・県民税課税証明書等）を提出することができる場合は、当該書類も提出してください。 ※令和5年9月1日以降に発行されたものに限り。</p>	<p>・本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。</p> <p>・住民票についてのお問合せ先 市民政策局市民課（TEL087-839-2282）</p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
10	○	○	○	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>※審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間のもの（この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のものを）を提出してください。</p>	<p>・左記の通知書が申請時に間に合わない場合、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の写しを提出してください。この場合、左記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を令和6年1月31日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。</p> <p>・令和5年1月1日の経営事項審査の制度改正前に審査されたもの及び改正後に審査されたもののいずれも有効とします。</p>
11	○	○	×	<p>技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）の写し</p>	
12	○	○	○	<p>貸借対照表（様式第15号、個人事業者は様式第18号）の写し（直近のもの）</p>	
13	○	○	×	<p>営業所の写真</p> <p>※令和5年9月1日以降に撮影されたものに限りです。</p>	<p>・高松市内の営業所（本店を含む。）を、「写真撮影上の留意点」に従って撮影し提出してください。</p>

※1 許可行政庁の受付印等が押印されていない書類は、許可行政庁の審査を受けたものとみなします。

※2 許可更新中である者は現在有効な建設業許可に係る①及び②を提出してください。また、①及び②の内容に変更があったときは、変更届出書の該当箇所の写しを併せて提出してください。